

第4章 安全

4 - 1 地域防災力の向上	<ol style="list-style-type: none">1 危機管理体制の整備2 消防対策の推進3 自主防災力の充実4 災害に強い地域づくり5 災害に強い建物・道路等の整備
4 - 2 県民生活の安全確保	<ol style="list-style-type: none">1 犯罪のない安全な社会づくり2 交通安全対策の推進3 消費生活の安定と向上4 食品・医薬品等の安全確保

4-1 地域防災力の向上

施策目標

災害による被害を最小限に抑え、県民の生命と財産を守るため、地域防災力の向上に取り組めます。

現状と課題

平成 23 年（2011 年）の長野県北部・中部で発生した地震による災害をはじめ、長野県ではしばしば地震、大雨、大雪などにより大規模な災害が発生しています。

様々な危機事象に対し迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に抑えられるよう危機管理体制を整備するとともに、防災意識の高揚等により自主防災力を充実させる必要があります。

大規模な災害などに対応するため、常備消防*の広域応援体制を強化するとともに、地域防災の要である消防団員の減少への対策が求められています。

災害を未然に防ぐとともに、災害が起こった際に自助*・共助*・公助*の相互による連携を発揮して被害を最小限に抑えるため、ソフト・ハード両面から計画的な対策や体制整備を進め、地域の防災力を向上させることが重要です。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成 29 年度)	備考
消防団協力事業所表示制度*の認定事業所数	1,027 事業所 (H23 年度)	1,500 事業所	消防団活動に協力している事業所として、申請に基づき市町村が認定した事業所数 [過去の増加傾向をもとに設定]
自主防災組織*率	90.8% (H23 年度)	93.0%	県内世帯数に占める自主防災組織が、その活動範囲としている地域の世帯数割合 [過去の増加傾向をもとに設定]
地域特性に配慮した防災訓練実施市町村数	18 市町村 (H24 年度)	77 市町村	地域で作成した防災マップを活用し、土石流、洪水、火山噴火など地域の特性を踏まえた避難行動をとるための訓練等を実施した市町村数 [全ての市町村が防災訓練実施を目標に設定]
浸水被害発生のおそれの高い河川での浸水想定家屋数	41,700 戸 (H23 年度)	24,000 戸以下	重点的に整備を行う必要がある「浸水被害発生のおそれの高い河川」の改修状況 [過去の整備動向をもとに設定]
災害時要援護者関連施設の土砂災害対策着手数	19 施設 (H23 年度)	55 施設	土砂災害時に人的被害の割合が高い避難所や福祉施設等の災害時要援護者関連施設について、砂防えん堤を設置するなどの対策に着手した施設数。土砂災害特別警戒区域*内の施設を対象 [H24 年 12 月現在で把握している全て施設への対策着手を目標に設定]

治山事業により保全される集落数	56 集落 (H23 年度)	470 集落	統計開始年度である H23 年度以降に、県の治山事業により保全される集落数 [過去の整備動向をもとに設定]
住宅の耐震化率	72.4% (H20 年度)	90.0%	耐震化された住宅の割合 [国の耐震改修促進計画に基づく基本方針による]
震災対策緊急輸送路*にある橋梁の耐震補強の整備率	83% (H23 年度)	100%	県管理の震災対策緊急輸送路(第一次、第二次)で耐震補強が必要な橋梁のうち、対策工事を実施した橋梁の割合 [全ての橋梁の対策完了を目標に設定]

施策の基本方向

様々な危機事象に対し迅速かつ的確に対応し、被害を最小限に抑えられるよう危機管理体制を整備します。

大規模な災害などに対応できるよう消防対策を推進します。

防災意識の高揚等により地域の自主防災力の充実に取り組みます。

治山・治水や土砂災害・農地防災対策により災害に強い地域づくりに取り組みます。

災害時の避難所となる県有施設の安全性を高めるとともに災害時の緊急輸送ルートを確保するため、災害に強い建物・道路等を整備します。

施策の展開

危機管理体制の整備

震災や風水害、雪害、原子力災害などに的確に対応できるよう、長野県地域防災計画を随時見直します。

地震対策基礎調査*を見直し、実践的に活用できる新たな地震被害想定を策定します。

様々な危機事象に対し迅速かつ的確に対応するため、災害発生時を想定したマニュアル整備や訓練などを通し、万全な初動体制を確保します。

県と市町村が一体となって被災地を支援する広域応援体制の具体化や近隣都県市との相互応援体制の強化を進めます。

災害時に迅速・適切な救出・救助体制を確保するため、装備資機材を整備するなど災害警備対策を推進します。

防災情報等を的確に収集・伝達するため、防災行政無線等の防災情報基盤を整備します。

国民保護法に基づく武力攻撃事態等への対応について、関係機関との連携を強化するとともに、県民への周知などを行います。

消防対策の推進

大規模な災害などに対応するため、常備消防の広域化を推進するとともに、広域応援体制を強化します。

消防団協力事業所表示制度や事業税の減税制度の普及などにより、消防団が活動しやすい環境づくりや団員確保、住民の理解を促進します。

自主防災力の充実

自主防災組織の組織化・活性化のため、消防学校の研修を活用した防災啓発活動などに取り組みます。

震災や風水害等を想定した総合防災訓練や火災予防運動に加え、小中学校での防災教育を通し、防災・防火意識の向上と安全確保を進めます。

県民の防災意識の高揚のため、震災・風水害等を想定した防災マップやハザードマップ*の作成を支援します。

特別豪雪地帯の市町村*が行う、自己の資力や労力では屋根の除雪等を行うことができない世帯に対する取組を支援します。

災害に強い地域づくり

河川施設の整備や適切な施設の維持管理をはじめとした総合的な治水対策により河川の減災対策を推進します。

災害時要援護者関連施設や避難所を保全するため、土石流や地すべり、がけ崩れ、雪崩などによる災害を防ぐ砂防施設の重点整備を推進します。

火山噴火や深層崩壊*のような大規模土砂災害の被害を軽減するため、国や関係市町村と連携した警戒避難体制の強化など、ソフト・ハード両面から大規模土砂災害対策を進めます。

量水標の設置や土砂災害警戒区域等の指定などを通して県民に洪水や土砂災害に関する情報を提供することにより、災害に備えた警戒避難体制を整備します。

森林の持つ土砂災害防止機能を発揮させるため、適切な間伐や治山施設の整備など、災害に強い森林づくりを推進します。

ため池の改修や地すべり災害を防止するための対策などにより、災害に強い農村づくりを推進します。

大雨や地震による被害箇所に対し、防災サポートアドバイザー制度*の活用などにより早期復旧、再発防止に取り組みます。

被災建築物や宅地の危険度を判定する応急危険度判定士等の登録・育成の促進、砂防ボランティア協会*と連携した土砂災害の危険箇所点検など、二次災害の防止に向けた取組を推進します。

災害に強い建物・道路等の整備

住宅や災害時の避難所となる県有施設の耐震性能を向上させるなど、災害に強い建物の整備を進めます。

県営水道を災害に強い上水道とするため、主要な水道管の耐震化を進めます。

道路整備や橋梁の耐震補強により災害時の緊急輸送路や避難路など緊急輸送ルートを確保するとともに、道の駅などの防災機能を強化します。

有事の際に幹線道路の交通機能を補う、木曽川右岸道路などの代替道路の整備を推進します。

雪崩災害等を防ぐため、スノーシェッドなどの防雪施設の設置や維持管理を行います。

電線類の地中化により、地震による電柱倒壊を防止します。

(参考) 関連する個別計画

長野県地域防災計画、第六次長野県総合雪対策計画、長野県消防広域化推進計画、長野県耐震改修促進計画、県有施設耐震化整備プログラム、長野県国民保護計画

【用語解説】

常備消防：消防本部や消防署、消防署の分署など、職業的に消防を仕事としているところ。これに対し、他に本業を持つ「消防団」は、非常備消防に分類される。

自助：他の力に依存せず、自力で行うこと。

共助：自力だけでは対処困難なことについて、周囲の人や地域が協力して対処すること。

公助：公的機関が行う援助等のこと。

消防団協力事業所表示制度：消防団活動に協力している事業所のうち、一定の基準を満たす事業所について、市町村が認定し、表示証を交付して、その事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価する制度

自主防災組織：自治会、町内会などを構成単位とし、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成して、災害による被害を予防・軽減するための活動を行う組織

土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域（土砂災害のおそれがある区域）のうち、建築物に破損が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

震災対策緊急輸送路：大規模地震発生時に人命救助と被災者の生活確保や早期復旧のための緊急輸送路として長野県地域防災計画の中で位置付けられている道路

地震対策基礎調査：地震発生時の人的・物的被害を想定し、地震防災対策の基礎資料とするもの。平成 12～13 年度（2000～2001 年度）に実施

ハザードマップ：洪水や土砂災害などの自然災害が発生した場合に被害が想定される区域を地図に示し避難場所などの情報を記載したもの。住民に周知することにより防災意識の向上、自主的な被害軽減行動を促進する。

特別豪雪地帯の市町村：豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項により特別豪雪地帯に指定された市町村のこと。積雪の度合や積雪による住民の生活の支障の要件により国が指定。県内では飯山市など 10 市町村が該当

深層崩壊：山崩れ・がけ崩れなどの斜面崩壊のうち、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きい崩壊現象を指す。

防災サポートアドバイザー制度：大雨や地震などの異常な天然現象により公共土木施設（道路や橋など）が被災した際に県や市町村からの要請に基づき行政ＯＢなどで構成される「防災サポートアドバイザー」を現地に派遣し、災害復旧工法の助言をするなどの支援をボランティアで行う制度

砂防ボランティア協会：砂防事業に携わった行政ＯＢ、地質コンサルタント技術者などによるボランティア。土砂災害に関する被災状況の把握、啓発活動等を行う。

4-2 県民生活の安全確保

施策目標

犯罪や交通事故、消費生活での被害をなくし、県民が安全に暮らせる社会の実現をめざします。

現状と課題

治安情勢は、刑法犯認知件数が平成 14 年（2002 年）から 11 年連続で減少しているものの、県民が不安を感じる犯罪はいまだ後を絶たず、治安改善のための的確な犯罪抑止対策が求められています。

交通事故*の発生件数は、平成 17 年（2005 年）から 8 年連続で減少しているものの、交通事故死者の約半数を占める高齢者の事故防止対策を一層進める必要があります。悪質商法の手口の巧妙化などにより、消費者トラブルは複雑・多様化しています。

達成目標

指標名	現状	目標 (平成 29 年度)	備考
犯罪（刑法犯*）の発生件数	15,463 件 (H24 年)	15,000 件未満 (H29 年)	警察において発生を認知した犯罪（刑法犯）の件数 [過去の犯罪率をもとに設定]
重要犯罪*検挙率	65.6% (H20～24 年平均)	70.0% (H29 年)	重要犯罪認知件数に対する検挙件数の割合 [過去の検挙率をもとに設定]
交通事故死傷者数	13,392 人 (H24 年)	10,000 人以下 (H29 年)	交通事故による死傷者数 [国の第 9 次交通安全基本計画をもとに設定]
市町村消費生活センターの人口カバー率	45.7% (H23 年度末)	70.0%	消費生活センターを設置している市町村（広域連携の市町村分を含む。）の人口が県人口に占める割合 [一定規模以上の市にセンターを設置することを目標に設定]
食中毒発生件数	14.0 件 (H19～23 年平均)	現状以下 (H25～29 年平均)	食中毒の 5 年間の年平均発生件数 [現状値以下を目標として設定]
薬事法監視実施率	26.7% (H23 年度)	30.0%	薬事法に基づく監視を行った割合 [1 年度当たり 60 件の増加を見込み設定]

施策の基本方向

地域住民のニーズに応え、地域社会と一体となった各種活動を展開し、県民が犯罪の被害に遭うことなく、また犯罪の被害に遭う不安を抱くことのない安全な社会づくりを推進します。

交通安全教育や交通安全運動の実施などにより交通安全対策を推進します。

消費者が適切な選択を行うための消費者啓発・教育の推進や相談体制の整備などにより、消費生活の安定と向上に取り組みます。

事業者等への監視指導や検査の実施、県民への正しい知識の啓発等により、食品・医薬

品等の安全確保に取り組みます。

施策の展開

犯罪のない安全な社会づくり

地域住民や関係機関と連携した地域安全活動の強化や自主防犯活動を促進するための広報啓発等により、犯罪の起きにくい社会づくりを推進します。

家庭・学校・地域と連携した街頭補導活動や非行少年の立ち直り支援活動等により、非行少年を生まない社会づくりを推進します。

事業者等と連携した広報啓発や取締活動によりサイバー犯罪*の抑止対策を推進します。

広域化、巧妙化する犯罪に対応するため、初動警察力の強化や科学捜査力の向上等により犯罪検挙力を強化します。

民間被害者支援団体など関係機関と連携し犯罪被害者等の支援を行います。

交番・駐在所の再編整備を推進するとともに、警察施設の必要な整備などにより地域の治安基盤を強化します。

優秀な人材の確保や警察職員の能力向上など警察の体制整備により警察力を向上させます。

テロ等*に関連する情報の収集・分析による未然防止などテロ対策を推進します。

交通安全対策の推進

県民一人ひとりの交通安全意識の高揚のため、シートベルトの着用などの各種啓発活動や季節ごとの交通安全運動を推進します。

子どもや高齢者など年齢層に応じ、地域の交通事故の実態を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

交通事故被害者・加害者が抱える様々な問題の解決に向けて、相談・助言・指導を行います。

飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反に対し、指導取締りを強化します。

信号機の系統化等の高度化改良や歩車分離化、道路標識の高輝化などの交通安全施設の整備、交差点の改良や歩道の整備等により、安全で快適な交通環境の整備を推進します。

交通量の変化に即応する信号制御、交通情報の収集・提供などの的確な交通管制を行い、円滑な交通環境の確保に取り組みます。

県民の利便性の向上のため、運転免許手続きの効率化を推進します。

消費生活の安定と向上

消費者が適切な選択を行えるよう、消費者啓発・教育や市町村等と連携した情報提供を行います。

商品・サービスの取引の適正化と消費生活の安全を確保するため、事業者に対する監視・指導、立入検査などを行います。

消費者利益の保護と被害の未然・拡大防止のため、県消費生活センターで専門的な相談

等に対応できる体制を整備するとともに、市町村の相談体制の整備を支援します。

食品・医薬品等の安全確保

飲食に起因する健康被害発生の未然防止のため、食品関係施設の監視指導や流通食品の検査を実施します。

消費者、食品事業者等の関係者と食品の安全性に関する情報交換を行い、相互理解を進めます。

県内で処理される家畜の疾病検査などにより、食肉の安全確保に取り組みます。

畜産物の安全確保のため、家畜伝染病の発生予防やまん延防止に取り組みます。

医薬品等による健康被害を未然に防止するため、薬局や医薬品販売業者等への監視指導や医薬品等の正しい知識の普及に取り組みます。

薬物乱用による健康被害や社会への重大な影響を周知し、薬物乱用防止意識の高揚に取り組みます。

旅館、公衆浴場、理・美容所等の生活衛生に関係する営業者への監視指導の実施や営業者による自主管理体制の強化など衛生水準の維持・向上に取り組みます。

狂犬病予防などの飼犬管理対策を推進し、動物による人への危害等を防止するとともに、動物愛護の意識の高揚や適正な飼養管理の普及・啓発に取り組みます。

(参考) 関連する個別計画

第9次長野県交通安全計画、長野県動物愛護管理推進計画

【用語解説】

交通事故：道路交通法に規定された道路において、車両等、列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

刑法犯：刑法に規定する犯罪（交通事故に係る一定の犯罪を除く。）

重要犯罪：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつの罪をいう。

サイバー犯罪：高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪

テロ等：特定の政治目的を達成しようとする暴力の行使、あるいはその脅威（サイバー空間にあるものを含む。）やそれを容認する主義・行為